

環境行政に関する主な状況等

1 県環境基本計画策定の経緯

本県では、平成 9 年 8 月に、愛知県環境基本条例の基本的な理念のもとに、目指すべき社会の姿と環境の姿を長期的な目標として示すとともに、それらを総称した「あいち環境社会」の構築を目指して、愛知県環境基本計画を策定した。

平成 14 年 9 月には、この環境基本計画を見直し、県民、事業者等との協働のもとに、目指すべき将来像として「循環」、「共生」、「安心」、「協働」をキーワードとする社会の姿を提示するとともに、課題を長期的及び短中期的な施策に区分した上で施策の充実強化を図るなど、循環を基調とする持続可能な社会の構築の実現に向けて、第 2 次愛知県環境基本計画を策定した。

平成 20 年 3 月には、「自然の叡智」をテーマに掲げた愛知万博の開催を契機とした環境に対する意識の向上を背景に、依然として残る環境保全上の課題や社会経済動向の変化に適切に対応するため、「自然の叡智」を学ぶ持続可能な循環型社会づくり」を目標として掲げ、県民が「安全・安心」して暮らせる社会の形成を環境政策の基本としつつ、「脱温暖化」、「資源循環」、「自然共生」、「参加・協働」を推進するための施策を盛り込んだ第 3 次愛知県環境基本計画を策定した。

2 本県の環境の状況

本県の環境の状況は、各種排出規制を始めとする公害防止対策の推進と、事業者による積極的な公害防止努力、省資源、省エネルギーへの取組などにより、硫黄酸化物や窒素酸化物の環境基準の達成や陸域からの汚濁負荷量の削減など全般的には改善の傾向にある。

しかしながら、微小粒子状物質による大気汚染や、都市部を流れる中小河川や閉鎖性水域である伊勢湾・三河湾の水質汚濁など、依然として改善余地の大きい課題があるとともに、温室効果ガスの排出量の更なる削減、生物多様性の保全、安全・安心な生活の実現など、引き続き解決に向けて取り組むべき課題が残されている。

(2) 資源循環

循環型社会の構築を目指し、3R と廃棄物の適正処理を基本的な考え方とし、海岸漂着物の処理体制の整備、災害時における廃棄物の処理体制の構築、地球温暖化への配慮を新たに取り入れた第 9 次となる愛知県廃棄物処理計画を平成 24 年 3 月に策定した。

なお、公共廻りの最終処分場として武豊町地先海域に衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場が平成 23 年 3 月に全面供用された。

(3) 自然共生

平成 22 年 10 月に「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）」が愛知・名古屋で開催され、会議の大きな成果の一つとして生物多様性保全の新たな戦略計画「愛知目標」が採択された。国においては、愛知目標の達成に向けたロードマップを示すため、平成 24 年 9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定した。COP10 の開催地元である本県としても、愛知目標達成に向けた取組を積極的に進めていくとともに、人と自然が共生する街づくりを推進していくため、新たな生物多様性戦略である「あいち生物多様性戦略（仮称）」の策定を進めている。

海域の保全・再生に向け、平成 20 年度から 3 年間にわたり三河湾里海再生のための取組の効果等を検討し、今後取り組むべき施策を取りまとめた「三河湾里海再生プログラム」を平成 23 年 3 月に策定した。

(4) 安全・安心

自動車 NOx・PM 法の対策地域を運行する車両を対象として、車種規制非適合車の使用抑制を促進するため、平成 22 年 8 月に「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を定めた。

伊勢湾・三河湾の水質は改善傾向にあるものの、環境基準の達成状況が十分でないことから、総合的・計画的な水質保全対策を一層推進するため、平成 24 年 2 月に「第 7 次水質総量削減計画」を策定した。

平成 24 年 6 月には、計画段階環境配慮書の手続きの創設やインターネット等による縦覧図書の公表義務化、方法書の説明会開催の義務化などを内容とする環境影響評価条例の改正を行った。

3 社会情勢等の動向

第 3 次の環境基本計画の策定以降、環境と経済の面では、資源制約の克服と環境負荷の解消を図りながら、再生可能エネルギーの活用などで経済成長を目指す「グリーン成長」という概念が広まるなど、環境対策を経済発展につながる成長要因として捉える動きが拡大している。

国においては、平成 22 年 10 月に「新成長戦略」を閣議決定し、グリーン・イノベーション（環境エネルギー分野の革新）の促進や、総合的な政策パッケージによって、我が国のトップレベルの環境技術を普及・促進することにより、世界ナンバーワンの環境・エネルギー大国を目指すこととしている。さらに平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による原子力発電所の事故を受け、再生可能エネルギーなどの環境投資を経済発展につなげる成長要因として捉える動きが加速している。

こうしたなか、国では環境基本法に基づき、平成 24 年 4 月に第 4 次となる「環境基本計画」が閣議決定された。この計画では、「政策領域の統合による持続可能な社会の構築」、「国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化」、「持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成」、「地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と協働の推進」の 4 つの方向性が掲げられた。また、この方向に沿って、「経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進」等の 3 つの事象横断的な分野と「地球温暖化に関する取組」等の 6 つの事象面で分けた分野からなる 9 つの重点分野をはじめとした施策が示されている。

4 本県環境施策の状況

(1) 地球温暖化防止対策

本県は、34 年連続で製造品出荷額等が全国一であり、次世代自動車を始めとする環境技術の集積地でもあることから、温暖化対策の推進と環境技術により世界に貢献するとともに、本格的な低炭素社会の実現に向け、更なる取組が求められることから、平成 24 年 2 月に 2020 年度を目標とする「あいち地球温暖化防止戦略 2020」を策定した。

また、「あいち新世紀自動車環境戦略」は、取組の達成状況や県民・事業者の意向などを踏まえ、新たな目標、取組内容を定めるため計画の改定を予定している。

(5) 参加・協働

環境教育促進法も踏まえ、平成 17 年 1 月に策定した「愛知県環境学習基本方針」を見直し、環境学習の推進に関する行動計画の策定に向けた検討を進めている。

「持続発展教育（E S D）に関するユネスコ世界会議」が平成 23 年 9 月に愛知・名古屋での開催が決定したことを契機として、本県では会議支援はもとより、持続可能な社会の形成に向け、県民、事業者等の参加と協力を得て環境保全の取組をさらに進めていくこととしており、特に環境面で地域を支える人づくりに積極的に取り組んでいくこととしている。

◎ 環境審議会等の審議予定

第 1 回 環境審議会（11 月 7 日）

「環境基本計画の改定について」を諮問

第 1 回 環境審議会総合政策部会（12 月）

第 3 次環境基本計画の進捗等の点検及び課題の整理

第 2 回 環境審議会総合政策部会（2 月）

新しい計画の策定の方向性及び盛り込むべき施策の検討

第 3 回 環境審議会総合政策部会（5 月）

新しい計画の骨子（枠組み）案の検討

第 4 回 環境審議会総合政策部会（7 月）

新しい計画の骨格（目標、施策展開の方向、施策の内容等）検討

第 5 回 環境審議会総合政策部会（9 月）

新しい計画の中間取りまとめ案

第 2 回 環境審議会（10 月）

中間取りまとめ案について審議

パブリックコメントの実施（10 月）

第 6 回 環境審議会総合政策部会（1 月）

パブリックコメントの意見の内容について報告

計画の部会報告案について審議

第 3 回 環境審議会（2 月）

答申案について審議、答申